

議案第22号

磐田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

磐田市国民健康保険条例（平成17年磐田市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第5条中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、令和5年4月1日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

磐田市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>